

船舶事故調査報告書

平成29年9月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	平成28年5月22日 14時20分ごろ
発生場所	東京都葛飾区所在の中川 新小岩四等三角点から真方位245°700m付近 （概位 北緯35°43.5′ 東経139°50.6′）
事故の概要	水上オートバイサザンクロスは、北進中、護岸に衝突して船長が死亡、同乗者が負傷し、左舷船首部に損壊が生じた。
事故調査の経過	平成28年5月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ サザンクロス、0.1トン 230-54046埼玉、個人所有 2.85m(Lr)×1.06m×0.43m、FRP ガソリン機関、221kW、平成26年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成15年4月21日 免許証交付日 平成25年5月18日 （平成30年5月18日まで有効） 同乗者 女性 37歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（船長）、重傷 1人（同乗者）
損傷	左舷船首部に損壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 水象：川面 平穏
事故の経過	本船は、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、知人である同乗者を乗せ、平成28年5月22日14時00分ごろ東京都臨海公園を出発し、中川を仲間の水上オートバイと共に遊走した。 本船は、本件船長が、後部座席に腰を掛け、前部座席に腰を掛けた同乗者に操船を教えながら約10km/hの速力で航行していた。 本件船長は、途中、仲間の水上オートバイから遠ざかると自らアクセルレバーを握り、増速して追い付くようにしていた。

	<p>同乗者は、本件船長の指示で川の中央寄りを航行するようにしていたものの、慣れていなかったので護岸に接近することがあり、その都度、中央に寄るように指摘されながら操船していた。</p> <p>本船は、同乗者が操船中、同乗者の喉元に護岸の釣り人の投げ入れていた釣り糸が引っかかり、同乗者が慌ててアクセルレバーを握り締めたので、速力が増すとともに護岸に向けて航行し、14時20分ごろ護岸に左舷船首部を衝突し、本件船長及び同乗者が落水した。</p> <p>本件船長及び同乗者は、付近の釣り人からの連絡を受けて事故現場に到着した警察艇により、付近で頭部を損傷して浮いていた本件船長及び護岸に設置された梯子^{はしご}のところで負傷していた同乗者が救助され、本船もえい航された。</p> <p>本件船長は、救急車で病院に搬送されたが、溺死による死亡と検案され、同乗者は、左大腿部貫通創で入院し、6月4日退院した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>同乗者は、川の中央から護岸の方に近づけば本件船長から中央に寄るよう指摘されていたが、本事故時には指摘されていなかったため、川の中央寄りを航行していると思っていた。</p> <p>同乗者は、右前方の護岸に釣り人及び釣りざおを認めていたが、釣りざおから伸びる釣り糸が見えていなかった。</p> <p>本件船長及び同乗者は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、中川において、同乗者が操縦して遊走中、同乗者の喉元に護岸の釣り人の釣り糸が引っかかり、慌ててアクセルレバーを握り締めたことから、速力が増すとともに護岸に向けて航行し、護岸に衝突したものと考えられる。</p> <p>本件船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>同乗者は、特殊小型船舶操縦免許を取得していなかったことから、本船を操縦してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、中川において、同乗者が操縦して遊走中、同乗者の喉元に護岸の釣り人の釣り糸が引っかかり、慌ててアクセルレバーを握り締めたため、速力が増すとともに護岸に向けて航行し、護岸に衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、狭い水域においては自ら水上オートバイを操船し、特殊小型船舶操縦士免許を有しない者に操縦させないこと。

付図1 事故発生場所概略図

